

摂津市議会

# 総務常任委員会記録

平成23年9月12日

摂津市議会

# 目 次

総務常任委員会

9月12日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名 .....	2
議案第38号所管分の審査 .....	2
補足説明（消防長）	
質疑（野口博委員、川端福江委員、三宅秀明委員、上村高義委員）	
議案第42号の審査 .....	18
採決 .....	18
閉会の宣告 .....	18

## 総務常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成23年9月12日(月) 午前10時 開会  
午前11時25分 閉会

### 1. 場所

第一委員会室

### 1. 出席委員

委員長 三好義治	副委員長 村上英明	委員 川端福江
委員 三宅秀明	委員 上村高義	委員 野口 博

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正	副市長 小野吉孝	
総務部長 有山 泉	同部次長兼財政課長 北野 人士	
同部参事 山口 繁	防災管財課長 西川 聡	市民税課長 川崎 敏康
固定資産税課長 中西利之		
消防長 北居 一	消防本部次長兼消防署長 熊野 誠	
同本部総務課長 納家浩二	同課参事 木下正雄	

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦	同局総括参与 野杵雄三
-----------	-------------

### 1. 審査案件

議案第38号 平成23年度摂津市一般会計補正予算(第2号)所管分  
議案第42号 摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○三好義治委員長 おはようございます。ただいまから総務常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。また暑さがぶり返してきたようですが、本日はお忙しい中、委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で当委員会に付託されました平成23年度摂津市一般会計補正予算第2号所管分等の御審査をいただきわけですけれども、どうぞ慎重審査の上、御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

いつものことですが、一たん退席させていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

○三好義治委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は川端委員を指名します。

審査の順序につきましては、さきに議案第38号所管分の審査を行い、次に議案第42号の審査を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩いたします。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第38号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

北居消防長。

○北居消防長 議案第38号、平成23年度摂津市一般会計補正予算(第2号)のうち、消防本部に係る部分につきまし

て、補足説明をさせていただきます。

補正予算書の10ページをお開きください。

款8、消防費、項1、消防費、目2、非常備消防費、節19、負担金、補助及び交付金で、今回、補正をお願いいたします内容は、東日本大震災の発生に伴い、多くの被災地消防団員が公務中に犠牲となられ、その補償を確実に確保するため、政令改正によりまして、消防団員等公務災害補償等共済基金負担金のうち消防団員1名当たりに係る掛金が今年度に限り、1,900円から2万4,700円に引き上げられたことによる増額分でございます。

以上、平成23年度摂津市一般会計補正予算(第2号)のうち、消防本部に係る事項の補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

野口委員。

○野口博委員 それでは、議案第38号所管分について幾つかの質問をさせていただきます。

最初に財政調整基金の問題に関連して幾つかお尋ねをします。

一つは、現時点での財政調整基金の残高と、今年度も半年間過ぎまして決算状況調べも出ておりますけれども、今後の見通しについてどう見ているのかというのが第1点です。

二つ目には、前回の6月議会で9億6,000万円のたばこ税を大阪府に返還するというので、とりあえず財政調整基金に積み立てしておきますよということで、予算措置がされましたけれども、それに関連する問題でいつごろ大阪府に返還するのかということと、たばこ税の税収の問題について、民主党政権のもとで課税定額が3倍から2倍に変わりましたけ

ども、今年度の近畿、関西のこの問題に対する自治体の対応について、わかっている範囲で状況をあわせて教えていただきたい。

三つ目には、今回、財政調整基金については、年度当初で約5,000万円の繰り入れを財調からの取り崩しを減らして、逆に1億1,000万円近くを積み増しするというので、予算措置がされているわけでありませうけれども。

間もなく昨年度の決算を受けて中期の財政見通しを当然出してくるだろうと思います。それに関連して確認の意味での質問であります。これまで論議されてきたとおりに国の地財計画によって、いわゆる不交付団体に対するこの臨財債の発行についても、平成25年度からなくなりますし、特別交付税についても減額になるという、そういう変化も出てきますし、これまでいろいろ答弁なさっていた摂津の財政の中心点であるこの基金を温存しながら財政調整ということで、そのことを基本にした財政運営も一つの柱として取り組んできております。

そうした国の地財計画の変化もある中で、今、検討されてる中期財政見通しの中で、どういう内容なのかちょっとこの際、お聞かせをいただければと思います。

2点目は、電波障害の問題であります。

今回、合計1,536万円、八つの公共施設に関する電波障害施設の撤去費用が提案をされてます。とりあえず確認の意味で、ことしの地デジ移行に伴っての行政の対応問題についてのてんまつについて幾つかお尋ねしておきます。

一つは、生活保護世帯だとか、住民税非課税世帯、担当が違いますけれども、把握しておれば、その中でのこの制度を受けられた率など、わかれば教えていただきたいと思っております。

もう一つは、いろいろ僕らも地デジ工事に関連していろいろな質問をいただいて、個々対応も行ったことも幾つかあります。この電波障害を受けていた世帯も含めて、地デジ移行という問題で見た場合にこの行政の対応と申しますか、具体的な事例の対応などあれば、この際、お聞かせをいただければと思います。

三つ目は、今、先ほど補足説明があった消防団員等の公務災害問題であります。確認の意味でお尋ねしておきます。一応、今回の東日本大震災、半年過ぎました。251名の方が亡くなられたと、また行方不明だということで補償額がたくさんになると、今年末までそれをお支払いするというので、自治体としてのこういう負担分がかぶさってきたということがあります。この公務災害そのもののシステムと申しますか、例えば、自然災害で激甚災害としても当然指定も受けますし、そういう地方自治体の市民の税金を使ってその分の負担を行うという、分け合うというこういう感じだと思いますが、後日に特別交付税で措置をされるということでもありますけれども、こういうシステムについて、どういうシステムなのか1回、お聞かせをいただきたいと。

最後に、DNAの採取・保管の問題であります。

いろいろ新聞やインターネットを見ても自治体で初めてだということだと思いますけれども、摂津市として全国の自治体で初めてこれを行うに至った経過をお聞かせをいただきたいと思っております。

それと関連して、自治体でやる意味です。

二つ目には、インターネットで例えばDNA採取・保管ということで検索しますと、愛知県の歯科医師会が、愛知県下の市町村の消防団の方を中心にして、ま

たは一部海外協力隊を中心にして、このことは行われておるといことだと思ふんです。国の動きといいますか、どうなっているのかと、インターネットでわからなかったのを教えていただきたい。

それと、愛知県の歯科医師会しか今わかりませんが、その他の自治体だとか全国的な動きについてわかっている範囲でつかんでおられれば教えていただきたいと思ひます。

もう一つは、本会議で1件当たり3,150円といことので500人分の予算措置をして大体180万円といことのでありますけども、これに対する摂津市の関係者、消防団員だとか、水防関係だとか、自治会長と、当然、事前にお話もされる機会もあったと思ひます。どういふ反応なのか教えていただきたいのと、どういふ業者を見込んでいふのかといことですね。

それと、本会議で質問があつて答弁をされた、保管の仕方、活用の仕方ですね。これが大事な問題でありますので、一地方自治体で4階の耐火金庫に保管したとしても、防衛上問題も含めて、僕らどういふふう理解したらいいのか教えていただきたい。

一般的に管理については、この一地方自治体のある場所で管理できるものかといこともちよつと素朴な質問としてありますので、もろもろさういふ問題について御答弁いただければと思ひます。

○三好義治委員長 北野次長。

○北野総務部次長 それでは、私のほうから財政調整基金を中心とした財政問題について、御答弁させていただきます。

まず、平成22年度の決算残高でございますが、財政調整基金は42億1,495万5,000円でございます。公共施設整備基金、減債基金を含めた主要基金

といことので、いつも議論させていただいておるんですが、基金全体で申しますと、平成22年度末残高で60億8,703万8,000円になっております。

これは、平成21年度末で主要基金残高が50億6,000万円余りございましたので、10億円近くふえていふことですね。

御指摘のとおり、たばこ税大阪府交付金、これが9億6,700万円程度ございましたので、約10億円を大阪府に返還いたしました。これを考えますと、平成22年の決算残高については、前年の残高を温存できたのかなといふ評価をいたしてあります。

今回、平成23年度が始まりまして、当初予算から主要基金を取り崩しながら予算を組んでまいりました。今のところ平成23年度末の予算で申し上げますと、財政調整基金の残高は21億9,293万4,000円でございます。公共施設整備基金、主要基金をあわせると、37億9,130万1,000円でございます。予算ベースで今のところ主要基金は38億円程度といことので御理解いただきたいと思ひます。

あと、今後の見通しについてはどうかといふお問いでございます。

いつも申し上げておりますが、主要基金の残高をできるだけ平成21年度末残高、この50億に近づける、この辺を目標といたしまして、今後はあと半期の財政運営をやってまいりたいといふふうを考えております。

あと、たばこ税交付金の返還時期でございますが、これは既に7月末に大阪府に返還をいたしてあります。

続きまして、たばこ税の関係については後ほど市民税課長のほうで御答弁申し上げます。

あと、中期の財政見通しについてお問い合わせもございました。現在中期財政見通しにつきましては、私のほうで計数を今整理をいたしております。

昨年とちょっと違いますのは、基幹の収入でございます税金がかなり弱含みになっております。

それと同時に、昨年はかなり子ども手当関連もございまして、扶助費の部分は大きな伸びを見ておったんですが、扶助費についても一定の伸びはしておりますが、ここの部分を今、精査いたしておりますところでございます。

あと、副市長のほうから御指示もいただいております。今回の東日本大震災を受けまして、いわゆる安全対策というものをとりあえず全て網羅してみろということで御指示いただいております。それも含めまして、かなり入と出との差が乖離いたしております。

近々お示しできるかと思いますが、5年、6年後にはマイナスの累積赤字額が、昨年は36億円程度をお示しましたが、それを超えていくのではないかというような見積もりを今、考えておるところでございます。

臨時財政対策債の関係も御質問がございました。御質問のとおり平成25年度から臨財債がなくなってまいります。第4次行財政改革の中で、地方債の上限を単年度15億円に設定いたしておりますので、ここでしほりをかけておりますので、これにプラスアルファ分の臨財債が平成25年以降乗っかっていかないということは、これはすなわち赤字が累積する要因になるというふうな今のところ考えておるところでございます。

○三好義治委員長 川崎課長。

○川崎市民税課長 それでは、たばこ税の税金の見込みについて御答弁させてい

たきます。

たばこ税につきましては、昨年の10月に大幅な税率改正があったわけでございますけれども、今年に入って、大体当初予算で見えております月6、500万円前後の税金が続いておったところでございますけれども、3月11日の東日本大震災によって、大幅な製造減等もございました。そういったことで一時期、税金としては少し落ちたわけですが、8月分の税金では、見込んでおりました月ベースの税金が今現在入ってきております。少しそのベースよりも増えておりますので、当初予算ベースのものがいけると考えております。

それから、今年度、他の自治体で何か対応しているかという、そういった情報のところですが、特にそういった情報等は今現在入手しておりませんし、税法に基づいて手続きされているものと考えております。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 電波障害の問題についてお答えします。

まず、生活保護世帯、それから高齢者世帯についての対応についてですが、全庁的な対応として実施しております。

生活支援課のほうで被保護世帯に対してNHK受信料の全額免除の手続を行うよう担当のほうから徹底しておりますとともに、被保護者に対して家庭訪問時の担当者からの周知徹底を行っております。

高齢者世帯に対しましては、高齢介護課のほうから市内福祉施設に周知文書を配布しておりますのと同時に、緊急キット配布時にデジサポ大阪の電話番号を記載した名刺サイズのカードを配布しております。

受けられた率については、我々で把握しておりません。

それから、これまでの地デジ移行への取り組みについて御説明いたします。

市は、電波障害対象家屋に対して平成22年7月下旬に共聴アンテナ設備の終了についてというお知らせ文書を配布しました。それから対象家屋が実際に地デジ移行の不具合があった場合の相談としてまして、市内電気店が訪問して相談を実施してきております。

我々が所管しております旧味舌小学校の校舎の影響についての施設につきましても、それまでに1件の相談がございまして、電気店による説明を実施しております。

それからDNAの保管の問題についてお答えします。

まず、経過背景につきまして説明いたしますと、御存じのように平成23年3月11日に東日本大震災が発生しまして、巨大な津波によって人的及び物的被害が発生しました。地震発生から半年が経過しましたが、いまだ行方不明者は約5,000名ほどに上り、懸命な捜索活動が行われています。しかし発見された遺体のほうは損傷が激しく本人確認が困難となっています。

今回の災害では、市民、住民に避難の呼びかけや、それから津波対策の防潮堤操作にあたる最前線の仕事に従事する消防団員等が被害に遭うという悲惨な状況でございました。

摂津市では、消防職員や防災に関する市職員のDNAの採取を行ってきましたが、今回対象として広げさせていただきます消防団員や水防団員、自治会長へも災害の最前線にいていただくことになる可能性がありますので、今回予算を計上するというようになっております。

不幸にも被害に遭われた場合に、早急、迅速な遺体確認ができるということを背

景にいたしております。

次に、保管状況につきまして御説明させていただきます。

今回、DNAを採取いたしますFTAカードというDNAの口腔粘膜を採取したカードを保管するんですが、専用カードに入れまして封筒の表面には番号のみを記入した状況で耐火金庫に保管いたします。

また、別に、DNAの採取に対して同意をいただくDNA保管申込書と本人確認の証明書のコピーそれから本人を当日撮影した写真セットを一覧にしまして、番号管理と別に厳重な管理をいたします。保管場所については、今後の水害等を配慮した場所、市役所の庁内に保管したいと考えております。

○三好義治委員長 山口参事。

○山口総務部参事 本市がDNAの採取をするきっかけ等でございますが、以前に民間で災害事故に備えたDNA採取を熱心に進めてきました愛知県の歯科医師会がございまして、従来、大災害などの身元確認の決め手になったのが歯科の歯型の関係であったんでございますけれども、10年前の9月11日、テロの関係で歯型が見つからなかったということもございまして、身元確認が難航したと、こういうことがございましたのできっかけになったということでございます。

それと、本市での自治会長、消防団、それと水防団は全国初めてでございますけれども、全国の自治体では、半田消防署の隊員もしておりますし、御前崎市の広域連合の消防隊もしておりますし、新城市の消防隊もしております、豊橋市の消防隊、それと江南市の消防隊もしております。

それと、各消防団、水防団、自治会等の反響でございますけれども、一応、水防



団のほうは淀川右岸水防事務組合のほうで窓口をしていただいておりますけど、実際の消防団の方の反響は聞いておりませんが、水防団の方はいいことですねと、全面的に協力させていただくという事は聞いております。

それと、自治会長の関係でございますが、武田会長さんとは話をさせていただきました。事前に説明も私どもはしておらなかったんですけども、新聞に掲載された後、私ども説明はしましたけれども、いい取り組みだということで協力させてもらうということで、今、話は進めておるところでございます。

○三好義治委員長 次は消防関係について、納家課長。

○納家消防本部総務課長 それでは、消防団員等の公務災害補償のシステムについてお答えします。

まず、この消防団員の公務災害補償に至る根拠法としまして、消防組織法第24条がございまして、ここでちょっと紹介させていただきます。

消防組織法第24条で、消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならないというふうにならされておまして、それで、消防団員等の公務災害補償等の責任共済等に関する法律というのが国のほうで制定されまして、その中で消防団員等の補償がどういうものがあるかというのがあります。

その中の補償の中身は、まず療養補償、休業補償、若しくは傷病補償、年金、ま

た傷害補償、また介護補償、遺族補償、また葬祭補償等があります。

ですから、いろんな補償がありまして、それぞれの遺族に対しての年金ですね、そういった場合もすべて含まれております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 最初の財政調整基金と中期財政見通しの問題であります。

昨年の決算を受けて平成28年度までの見通しがなされて、基金も全部使って約37億円の赤字が出るんだといういろんな前提条件をつけてそういう数字が示されて、今の説明では臨財債の約11億円も発行できないなどを含めて、これを超える金額になるんじゃないかというそういう推測をされている話でありますけれども。いろんな近辺の動きを見て心配しているのが、この大阪府下では維新の会の動きがありまして、財政がしんどいので、財政マネジメントといいますか、この財政のための財政運営を行うという流れで、民間企業並みにことを進めていくという考えが、吹田市もそうでありまして、そういう動きがあると。

地方自治体にも、国にも歳入がありますけれども、国民が納めた、市民が納めた税金については、財源だとか行政の力を市民の暮らしに役立ててほしいと、そうすべきだと思っておりますし、今日的な課題であるこの安全対策について、アシストをしながら市民生活を守っていくと、そのための財政どうあるべきかという、そういう角度から進めてほしいと思うんですけれども。

少し紹介します。吹田市が新しい市長になって、大阪府みたいに財政非常事態宣言を行って、維新プロジェクトということで、今こういう形を進めようとしています。

財政運営の基本として、収入に合わせて支出を組むということで、借金に当たる赤字地方債と言われる臨時財政対策債を今後発行しないと。貯金に当たる財調基金の取り崩しをしないと。財政構造的には、経常収支比率を平成26年度に95%、現在102.4%を95%にするんだという目標をすえて、こういう財政運営のための財政運営という形で物事を進めていく流れが吹田市もそうでありますし、大阪府もそうでありますし、これからどんどん広がっていきたくらいだと思いますけども。

そういうことも一応見ていただいて、今後を見た場合にいわゆる福祉と災害に強いまちづくりをいかに進めていくかということを含めて、今日的課題にかかわる費用がたくさん出てくると思うんですけども、昨年度時点の普通建設事業費の主なものの中では、この南千里丘まちづくり事業から吹田操車場跡地活用事業、市営住宅建替などたくさんの前提条件を設定されて、財政見通しを立てています。今回の決算を受けて、安心面での対策に対する試算もという話もありました。大体こういう普通建設事業費等々を含めて、間もなく出されるこの中期財政見通しなどでは、どういうものを考えているのかというところを含めてつっこんだ御答弁をいただければと思います。

電波障害の関連の地デジ対策に伴う対応であります。そういう対応をされたことは分かっています。結果として、数字的にはどうなのかということをつかんでいただいて、また教えていただきたいと思います。

いろいろ細かい話があれば、電波障害を受ける世帯だけではなくて、アンテナの使用だとか、細かい話もたくさんあって、市民の方々も僕らもいろいろ右往左

往した問題もありますけども、全体として市民の方々がいわゆる地デジ対応をされたという点で見た場合に、どのぐらいの比率なのか、全部チューナーをつけてやられて、全体として従前通りにテレビを見られるという状態になっているのか、なかなかわからなくて、そのままテレビがつかない状態の家庭もあるかもわかりませんが、その辺の市全体の状況はどう見ているのか教えてほしいと思います。

消防団員等の公務災害問題であります。おっしゃっている話はわかるんですけども、財政負担上どういう構造になっているのかと。

大震災によって生じた問題でありますから、当然、国が補正予算を組んで対応すべきだと僕は思います。これはシステム上、何もないうちもそうであります。公務災害等共済基金負担金のシステムが、例えば国も出しますし、都道府県も出しますし、市町村も出し合って、会計そのものが維持されるというシステムなのか。そういう大きな災害発生した場合でもそういうシステムで分けて負担し合うシステムなのかと。

当然、制度上は特別交付税で、そうして書いてますけども、その財源的なシステムはどうなっているのか教えてほしいなという質問をしております。

DNAの採取・保管の問題です。

いいことだと思いますけども、うがった見方をすれば、いろんな新しいものについて摂津市はどんどん手を出していきます。いろんなこの間、検討されて、この間の災害状況だとか、愛知県の状況だとか含めて、そういうものを内部で検討されて今回出発するということになったと思いますけども、本会議で答弁された保管の問題について、そういう形で防衛上、

問題ないのかなと、うまくいくのかという心配があります。

そういう点でもう少し、この防衛上問題ないんだという意味での確証をとれるようなお話をしていただきたいと。

それと、災害によって発生したそれらが対象であります。例えば別の活用範囲で要請があった場合にどうするかという問題も別の問題としてあるかと思えます。

例えば、事件が発生した場合、警察のほうから関係ありそうだからDNA云々という話があるとか、今回のこのDNA採取・保管した趣旨とは別な事案が発生して、その関係から参考に活用できないかというそういう要請があった場合はどうするかという問題もあるかと思えます。その辺はどうかを教えてください。

業者について、先ほど答弁がなかったと思います。予算を可決されて、発注するとした場合に、これを取り扱う業者といえますか、その辺をわかりやすく説明をいただきたいと思えます。

○三好義治委員長 北野次長。

○北野総務部次長 中期財政見通しについて、普通建設事業費を含めて、もう少し突っ込んだお話をということでございます。

先ほども申し上げましたが、第4次行革で地方債の限度を建設事業費に充てる地方債が15億円と見込んでおります。地方債の充当率というのはおおよそで大体75%でございます。割り戻しますと20億円というのが建設事業費に当たりますが、こういう20億円を頭の中に置きながら、具体的な事業をちりばめてまいるわけでございますが、前年から引き続いてやる事業については、吹田操車場跡地の事業でございますとか、千里丘三島線でございますとか、阪急電鉄正雀駅前の関係でございますとか、JR千里丘

駅の西口エレベーターの関連でございますとか、こういう部分については継続して事業費を見込んでまいりたいと。

あと、先ほど申し上げました、例えば安全という面で、義務教育施設の耐震補強をできるだけ前倒しして仕上げているというような御指示もでございます。教育委員会のほうで5年間をめどに事業費を積み上げてございます。これが三十数億円ございました。この辺も中期の財政見通しの中に見込みながら今現在試算しておるわけでございますが、先ほども申し上げましたように前回試算の36億8,800万円の赤字を上回る累積赤字が出てまいるのかなというふうに考えているところでございます。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 電波障害の市全体の状況についてお答えします。

電波障害につきましては、市内地デジ対策として、すべて変わっているということから説明すると、対策の方法としては、電波障害というか、地デジ対策としましては、アンテナをつけるとか、それからテレビを買いかえる、それからケーブルテレビに今までから接続されているところに関しましてまだ一部アナログ放送をそのまま継続されているところがございますので、テレビの対応されていないところもやはりあるのではないかなと思っております。

全体の状況については、防災管財課では把握しておらないんですが、7月24日の地デジ切りかえに対しまして職員が23日の9時から5時、それから24日の9時から5時について、市役所の中で対応できるような体制で対応しておりました。相談が実際にありましたのは、簡易チューナーの無償給付についての問い合わせが1件と、それから、同じ問い合わせ

わせが次の日にももう1件あったということで、ほぼ混乱なく切りかえられているのかなとは感じております。

それから、DNAの保管についての問題なんですが、その中の業者の選定について御説明いたします。

DNA採取キットというものはどういうものかといいますと、サンプルを採取するFTAカード、それから口内粘膜を採取するスポンジ、それからFTAカード自身はアメリカ製になるんですが、常温の保存ができるということで特殊なカードになっております。それからカードの保管をいたしますカード専用の保管封筒、それからその他に採取する際に異物が混入しないようにということで手袋とマスクとかが含まれております。

それから、その採取に当たりまして、保健師及び看護師による研修が必要ですので、それも含まれた金額が3,150円ということで計上されております。これらを満たすような業者のほうに発注していきたいと思っております。

○三好義治委員長 その業者は何者ぐらいかというところは公表できないんですか。

○西川防災管財課長 今のところは海外の製品をそのまま持って来られているので限定された業者になると思います。

○三好義治委員長 山口参事。

○山口総務部参事 続きまして、DNA資料の保管及び管理についてでございますが、DNA資料の保管は、火災、盗難など配慮をするとともに、個人情報保護の観点から安全かつ管理された場所で保管はするものでございます。

また、DNA資料は、個人を特定することができないように符号とか番号により管理をいたしまして、個人を識別する必要が生じた場合のみ、保管責任者が管

理する符号及び番号の対応表の照合によって個人を識別するものでございまして、DNAの資料の保管状況については年1回、防災管財課長から市長に報告するようになっております。

続きまして、目的外利用の禁止でございますが、保管されるDNAの資料は業務遂行中の事故以外には一切使用することはございません。

○三好義治委員長 納家課長。

○納家消防本部総務課長 財源的なシステムについてお答えします。

先ほども言いましたように、震災によって消防団員の方が8月3日現在で215人の方が亡くなりまして、その負担として補償等で必要な金額が合計で約230億円発生しております。

それにつきまして、不足したということで政府、国が7月25日に成立した第2次補正予算において計上された特別交付税の一部を活用されて各市町村に対して負担の金額について特別交付税として配分されることとなりました。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 そしたら財調問題に関連して確認ですけど、国の地方自治体に対する財政関連で、臨時財政対策債についてもなくしていくということが現在決まっているわけですね。そして特別交付税も減額していくということなどいろんな形で国と地方の財政関連では、今後一層また変化もあるだろうと思いますが、地方から見れば結論的には減っていくと、それははっきりしているわけで、そんな中で全国の各地方自治体の状況を見ますと、いわゆる市債残高でも高値安定、高どまりということのはっきりしているわけで、財政しんどいと。

そこで国の動きについて確認をしときたいんですけども、いろんな民間資金の

関係では、条件をつけられて繰上償還がされておりすけれども、いつも問題になっている国の財政投融资資金ですね、これだけ国も地方に対して財政を絞ってきているんだから、地方から見た場合に、そういう国からの借金問題に対する高い利率の分の繰上償還問題について、やっぱり一度、声を上げていただくということも大事だと思いますけれども、その状況だけ確認をしておきたいと思います。

電波障害関係は、電波障害そのものは対応されたと思いますけれども、先ほど申し上げた全体の、いわゆるテレビに映っている状況について、どうなのか一回していただいて、もし対応可能であれば心遣いをお願いしたいなと思います。

消防の被災地で死亡された、また行方不明の方の数字が251名だと思いますけれども、いただいた資料ではそうなってまますけれども、誤りならば訂正しておいてください。

DNA問題については、こっちの認識不足も当然ありますけれども、ぜひそういう背景の中で目的で出発しようとしてますから、きっちり所期の目的を達成できるようにこの防衛問題についてもきちっとできるような体制をつくっていただきたいということだけ強調して終わりたいと思います。

○三好義治委員長 北野次長。

○北野総務部次長 臨時財政対策債の関連から、高利の地方債に関する繰上償還の問題についての御質問にお答えしたいと思います。

臨時財政対策債がなくなっていくというお話は、いわゆる人口基礎配分方式について臨時財政対策債がなくなっていく。これはいわゆる不交付団体に対する臨時財政対策債を縮減していくという議論であって、財源不足を基礎数値とする臨時

財政対策債については、依然として今までどおり残るということでございます。

それと、特別交付税でございますが、本来でしたら本年度から地方交付税総額の6%であったものが5%になり、翌年、平成24年度には5%になるという地財計画でございましたが、今回の東日本大震災を受け、特交については従前どおり6%になっています。

先ほど、消防団員の公務災害の問題でもございましたが、いわゆる特別交付税でこの共済掛金については全額見ようじゃないか、いわゆる災害関連でございますので、我々の認識としましては、特定項目として、これは100%上乘せられて特交として摂津市に入っているんじゃないかというふうには推測はいたしておりますが、本体の部分が減らされておれば、変わりないという議論にもなるわけでございます。

あと、繰上償還の関連ですが、国においては平成19年度から平成21年度までに5兆円程度の繰上償還措置というのは講じられたわけでございますが、これについてはいわゆる財政力が低い団体でございますとか、財政健全化に生みじめに取り組んでいる団体、こういう団体を対象でございますが、あいにく摂津市につきましては、不交付団体でございますので、この対象にはならないということでございます。

それと、そういう償還について要望はしないのかというお話もございました。実は、財務省の近畿財務局でございます。近畿財務局が2年に1度程度、市の幹部、副市長もお会いになったんですが、その席上で私どもは、近畿財務局の理財部長様に対して、我々不交付団体においても、高利の政府資金の繰上償還、これをお願いしたい。特に下水の残高が非常に大き

い摂津市にとってはこれに対する繰出金  
が大きな問題になってますということで  
要望はしてまいっておるところござい  
ます。

○三好義治委員長 納家課長。

○納家消防本部総務課長 委員の指摘の  
数字ですが、消防団員の死者、行方不明  
者が251名でありまして、公務中に亡  
くなられた方は215名です。

○三好義治委員長 野口委員、それでい  
いですか。ほかに。

川端委員。

○川端福江委員 それでは、1点だけお  
伺いさせていただきたいと思ひます。

今、DNAの採取の業務委託料の件で、  
るるいろんなお話がありましたんですけ  
ども、私のほうから本当は素朴な質問で  
ありますけれども、お伺いさせていただ  
きたいと思ひます。

このDNA採取・保存の分で、こうい  
う新聞報道がされたわけでありませ  
ども、自治会によっては、自治会長が同  
意した人まで含まれるという話であり  
ますけれども、あと行く行くは市民全  
体という話が出てますので一緒でしょ  
うけれども、自治会によっては自治会  
長が毎年かわられるところも当然あり  
ますし、当然、今現在、何年もなさ  
っている方でもその希望者という形  
でありますけれども、そういった意味  
では一律にはいかないと思ひませ  
ども、希望者という話がありますが、  
そこのところのお考えをちょっと聞  
かせていただきたいと思います。

2点目は、市民全体を対象に実施した  
いという、今後の方向という形であり  
ますけれども、これは必要なのかど  
うかという1点ですね。

あと3点目は保管です。市役所内とい  
うことで、今もるるお話をお伺いさ  
せてもらいましたけど、摂津市全体が  
水没す

るということもありますし、それ自体  
が管理できない状況になることもある  
わけですので、何かほかの保管場所  
と申しますか、ほかに何かお考えは  
ないのかという、素朴な質問ござい  
ますが、お答えいただきたいと思ひ  
ます。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 DNA採取のこ  
れからの市民全体の拡大について、  
これ1点目、2点目一緒なのかもわ  
かりませんが、それについてお答え  
させていただきます。

平成17年度から消防職員、それから  
防災に関する職員を対象に採取事業  
を行ってきました。今回、拡大する  
範囲としまして大災害時に河川のは  
んらんや、はんらんの防止、住民の  
避難を呼びかけるなど、前線で仕事  
に当たられる消防団員とか、それ  
から水防団員、自治会長までと考  
えております。

また、市民全体に拡大するにつ  
きましては、DNAの保管場所につ  
いては先ほどの問題があります。DNA  
の取扱要領によりますと、退職、退  
団、消防団員をやめられる、それ  
から水防団員をやめられる時点で  
本人への同意によって返還する  
とか、破棄するというふうになって  
おりますので、対象を市民の方に  
広げられていくということになり  
ますと、保管の問題とか、それ  
から管理体制の問題がございま  
すので、その辺を考慮しながら考  
えていきたいと思ひます。

○三好義治委員長 山口参事。

○山口総務部参事 続きまして、DNA  
の保管場所等でございますが、先  
ほど水没等も考えられるということで  
御心配になられておられるかわ  
かりませぬけれども、一応、水没  
はしないところで耐火金庫の中に  
保管する予定しておりますので、  
よろしくお願ひいたします。

○三好義治委員長 全体的なことについて小野副市長。

○小野副市長 DNAの問題につきまして、記憶しておりますのは7月の終わりに、この方は摂津市の商工会の役員でございまして、国際交流協会のときにも同時通訳でよく来ておられますから、多分お顔見られたらわかると思います。

それで、このことを日本の総代理店みたいな感じで言っておられまして、3月11日に震災が発生して、内閣府に対して1万5,000キット手渡しをしたいと、人も付けてと、ところが、私も理解するんですが、これはちょっと警察と話したんですが、警察の所管としては指紋とか、歯型、頭髪でいいんじゃないか。それからもう一つは、こういうことを扱うのは本来の公権力の警察行政であるということが間違いなく頭に入っていると思います。

したがって、このDNAは最終的な形ですけども、我々がこれをやったのは確かに愛知県の歯科医師会の関係で五、六年前にあって、それで全国的に広がってほしい、とりわけ公務員とかそういう消防団であるとか、その災害のとき前へ出ていかなきゃならない方、それから海外勤務ですね、その考え方があったんです。そのときに、海外勤務に行つて9・11があった。そういうところの中に全くわからなくなってしまったと、それで、私どもの市としましても非常に低位置にありますので、そういうときに震災が発生をしたときに、まず出てもらう方の、あつてはならないことですが、今回の東日本大震災で今も現在、聞いてますが、全く状況はつかめないと。やっぱりこれはDNAしかないということなんですから。

市としては、このことをやるのが市

民の安全・安心と申しますか、それもありませんが、我々がもう一つ考えておつたのは、やはりこれからの東海、東南海、南海地震のときに、三重県、和歌山県、四国あたり、そういうところへ広がってほしいと。摂津市がやることによってそういうことの広がりも、摂津市から発信したいということもございました。

今のところ、この解決しなければならぬ問題は、全市民になりますともう一つ基本的な観点が違うというふうに思いますし、いわゆる警察本部と余程このことの協議をしないと、これはハレーションを起こす可能性が若干あるんじゃないかと思つています。

今後の分については私は今考えておりませんが、また議会の意見も聞きながら進めてまいります、広げるとなればそういうところとも十分協議した中で、本市としてどう進んでいくかということも考えていかなければならないと。一つの課題であるというふうに踏まえさせていただきたいというふうに思つております。

○三好義治委員長 川端委員。

○川端福江委員 本来の私の思いを言わせてもらいますと、この情報が新聞に報道されましたけど、その報道される前にこの総務常任委員会で十分、いろんな意見とか、いろんな考えで十分な協議の上で決めていただきましたかという思いが1点あります。

いずれにしても市民の安心・安全のためのございますので、進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○三好義治委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 先ほど、野口委員の質問の中に若干あったんですけども、臨時財政対策債は終了する中で、特別交付税のお話がありまして、本市は普通交付

税は不交付団体であると、その不交付について今後、摂津市が交付団体になり得るのかという点について一つお伺いしたいと思います。

次に、電波障害についてなんですけれども、電波障害についてはアナログ放送のところからもちろん多々あったかと思うんですけれども、アナログ放送のときの電波障害と今回のデジタル放送に対する電波障害、これは種類というか、原因として、一緒な面があるのか、全く違うものがあるのかについて確認したいと思います。

続きまして、先ほどのやはり野口委員のお話にもありましたけども、消防団員等公務災害云々の話でございますが、この公務災害システムにつきまして、今、消防団員さん、水防団員さんの構成員がなかなか入れかわりがいいであるとか、なり手がいないという問題があるんですけれども、そういった点で今後このシステムが変更なく運用できるのかなという心配があるんですけれども、この辺、国として何か方針を持っておられるのか、担当として何かその辺、把握しておられたらお示しいただきたいと思います。

次に、DNAの話なんですけれども、DNAは口腔粘膜を採取されるというやり方を今回とっておられますけれども、今後、ほかのやり方ができるかもしれないと思うんですけれども、そういったときにそれに移行するであるとか、そういったことは現時点でどのように考えておられるのか、まずお伺いします。

○三好義治委員長 北野次長。

○北野総務部次長 普通交付税の交付、不交付のお問いでございます。

過去5年程度さかのぼった数字を申し上げますと、基準財政需要額と収入額の差がいわゆる交付税になるわけでござい

ますが、その反対になっておるわけで、平成19年度が財源超過額が34億3,700万円ございました。このときの臨財債が7億6,000万円でございます。平成20年度が32億8,000万円、臨財債が7億1,200万円。平成21年度が18億円の財源超過額に対して11億500万円の臨財債で、平成22年度、昨年でございますが、財源超過額は5億9,385万4,000円、これに対して臨財債が11億円。臨財債が財源超過額を超えております。ことし平成23年度が財源超過額が5,020万4,000円でございます。

ことしの算定結果を見ますと、明らかに摂津市が交付税交付の団体に近づいているというのがおわかりになるかなと思います。

これは収入の根幹であります税収がどんどんどんどんパイが小さくなってきたということが要因でございますが、この先の交付、不交付がどうなるかということでございますが、これはもちろん税の状況にもよりますし、もう一つ来年の地財対策がどの程度、出口のベースの交付税を国が用意するのか、これによって交付税が交付になる、不交付になるとかわってまいる問題でございますので、国の地財対策を見ないと今の段階では何も申し上げられない状況です。

今は限りなく交付に近い状況にきているということでございます。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 電波障害についてのアナログ放送と、それからデジタル放送の電波の障害について同じなのかどうかということについてお答えいたします。

対象となります施設としまして、電波障害施設としましては、旧味舌小学校の校舎の建物の影響を受けていました北側



の住宅に約20世帯ほどの住宅がございます。そちらのほうにアナログ放送の電波障害がございました。その後、平成18年に市が実施いたしました地点調査及び総務省テレビ受信者支援センターの実施の受信簡易調査の結果、当該施設、公共施設が原因となっている電波障害は解消されるという結果になっておりますので、デジタル放送による電波障害はございません、という認識でおります。

○三好義治委員長 山口参事。

○山口総務部参事 DNAの件ですね。現在、口腔内の粘膜を採取する方法なんですけれども、ほかにそれにかわるような方法がないかということでございますが、費用対効果等も考えまして、ほかのこともあれば研究もしてまいりたいと思っております。

○三好義治委員長 納家課長。

○納家消防本部総務課長 今後の消防団員の公務災害補償等のシステムについてはどうかという質問についてお答えいたします。

平成23年度当初予算に要求しております消防団員等の公務災害等の負担金、これは1,900円掛ける410人、410人は団員の条例定数です。それが総額で77万9,000円で、その支払いはもう4月に済んでおります。

今後、こういう大地震とか震災とかで、消防団員の方がもし多数亡くなられることもある場合は、ことしのようにまた増額分をお願いするといったような通知もございます。ですから来年以降もこの1,900円掛ける条例定数の410人というのは変わりはないと思われま。

○三好義治委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 いずれも御答弁いただきまして、理解いたしました。

普通交付税のお話につきましては、な

かなか国の動向もありますので、もちろん明確なお答えはないかと思えますけれども、どういう方向になるにせよ本市、市民にとって利益になるように財政運営に努めていただきたいなというふうに思っています。

次に、電波障害でございます。今、御説明いただきました。今のところそういう障害はなくなっておるということでございました。アナログ放送のときに電波障害があって、いろんな対策をした結果その障害がなくなったというケースがあったんですけども、今回、そのデジタルに移行するに当たって、また違う障害とございますか、特定の局が映らなくなったというお話も伺ったことがありまして、その辺どうなのかなと思って、ここをちょっとお伺いした次第です。

確か、以前にそういったケースが起り得るということは、報道等であったかと思うんですが、実際にお話聞くと、確かそんなももあったんだなというふうに感じますので、まだまだ恐らくそういった御意見が出てこようかと思っておりますので、1階で受け付けておられた相談コーナーは無くなってしまいましたので、機動的に対応できるようにそういったお話もしっかりと受けとめていただきたいと思えます。

消防団員共済のお話ですけども、今後も同じような運営ができるという見通しでありました。東北の震災もそうですし、和歌山県、奈良県の水害もそうですけれども、本当に何が起こってもおかしくない状況です。この公務災害等のシステムは従前より、いわば同じシステムでずっと動いてきておるものですが、なかなか今のように激変する環境においてどこまで機動的に対応できるか不安なところもありますので、これは国がほとんど

所管するといっても過言ではございませんので、本市として何ができるか、というわけではないんですけれども、そこはやはり団員の安全確保と、もちろん職員も含めて安全確保、もちろん市民の皆様、職員の皆様も含めてのお話にもなるんですけれども、そういった点に力点を置きながら対応していただきたいなと思います。

DNAに関しましては、いろいろ本会議また今回の委員会でも議論がありましたけれども、まずは今行っておられるDNAの保管について万全の対応をとっていくのが一つかなと思います。

今後、いろいろな改良といいますか、があればそれに柔軟に対応していただきたいと思いますので、よろしく願います。

○三好義治委員長 ほかに。

上村委員。

○上村高義委員 そしたらDNAの採取に関しまして、今の質問等々で大分明らかになったんですけども、私のほうからは2点、気になる点がありましたので質問します。

今回、DNAの資料採取ということで、補正予算が組まれておりますけども、もともとこのDNA鑑定するために資料を採取して保管するということでありますけども、今回のこの資料を採取、管理の状態ってどういうことなのかね。要はDNA配列を検査して保管しておくのか、あるいはサンプルのまま保管しておくのか。その状態が不明確なのと、結果的にはこれ鑑定へ持っていくんで、この鑑定は市の仕事ではないですね。これは当然、警察の仕事になると思いますけども、その警察とのルールづくりといいますか、連携といいますか、そこはどういう取り決めをされているのかということと。

先ほど来、管理の方法等いろいろ説明がありましたけども、この管理の仕方については、基準、ルール、これは条例なのか、あるいは管理責任者はだれなのかということが明確でないので、この採取から管理、市の所管する部分についてはどういう基準なのか、あるいはこれが要領なのか、条例なのか、ただマニュアルなのかという位置づけをどういうふうに考えておられるのかということをお聞かせください。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 鑑定する際の管理の状況についてお答えいたします。

今回、保管しておりますDNAは、災害時に身元確認が困難な場合に保管しておりますDNAで、DNAのその生ものを管理しているという分です。

実際DNAをどのように使うかにつきましては、警察のほうで遺体確認をするという仕事がありますので、警察のほうにお渡しして鑑定されることとなりますが、生のデータですので、警察のほうでDNA鑑定を行って、DNAの塩基配列を遺体と照合されて、本人確認を行うということになると思います。

警察のほうでは、平成17年から実施しておりますので、そのときもお話させていただきましたように、今回も所轄の警察のほうにはお話をさせていただいております。

それから、実際にDNAを提供する際には、親族に、文面で事前の了解が必要ですので、その手続を踏んでお渡しすることになります。

○三好義治委員長 山口参事。

○山口総務部参事 DNAの保管関係の分でございますが、「摂津市職員等のDNA鑑定用資料の採取及び保管に関する取扱要領」がございますので、その要領

に従って管理等をしてまいるところでございます。

責任者は、防災管財課長から要領ののって市長のほうに管理の内容を報告するということになっております。

○三好義治委員長 上村委員。

○上村高義委員 要領によって管理されているということでもありますけども、これからは職員以外も管理対象になるわけですね。今までは職員内だったわけですけども、これから職員外にも適用されるということであれば、やはり今は防災管財課長が管理責任者ということでございましたけども、それ僕はちょっと不十分ではないかなと思ってますので、やはりこれは市長もしくは部長、もしくは副市長が任命いただいて管理責任者になるとか、きっちりしてもらわないと、皆さんが先ほど質問しとることが十分守られるのかなというふうに、非常に不安感があるんですよ。やはりそういう面ではきっちり、要領を守るんだということを示してもらわないと、なかなか納得いかないんじゃないかなということと、やはりこれは身元不明の御遺体があったときにその身元をきっちり見定めるためにDNA鑑定をするのが目的なので、これやっぱり警察の仕事なんですね。

このDNAの資料を採取して保管するのは、この摂津市の仕事であってもいいんですけども、実際、その検査した結果を渡す相手は警察なんで、そことのやりとり、先ほどいろいろ、この資料はだれが請求したらもらえるんですかといったことが明確でないと、例えば新聞社が来て渡せるんですかということもありますし、だれに渡せるのかということもきっちり警察と決めておかないと、それは要領でいいのかどうか不確かなんですけども、きっちり決めとって取り組みをして

もらわないと個人情報が出るということもありますし、そして関係する条例もあると思うんですよ、これに関連する条例。例えば個人情報保護条例とか、地域防災計画等々にも関連することになってくるんで、関係する条例等々もきっちり視野に入れながら、そして要領をできたら、我々議員にも知らせる必要があるんじゃないかなと思っております。

これは、委員長にゆだねますけども、総務常任委員会としてやっぱりそのことはきっちり我々もチェックすべきではないかなと思ってますので、そのことを要望しておきます。

○三好義治委員長 管理責任者についての見解を副市長のほうから述べてください。

○小野副市長 この内容は検討させていただきたいなど。

それで、この中身は、先ほど言いましたように内閣府に持って行って、最終的に経産省がというふうに聞いております。愛知県の歯科医師会も動いてます。

それから、五、六年前に来られたときに9・11、それからいわゆる世界の危険地域、紛争地域に行かれる方に対して、愛知県歯科医師会なんかはそういうことも協力していくという形がございまして、その辺のところはよく見て、行政としては摂津市が初めてになっていますから、遺漏ないように、いま一度、そういうとこの先進地といいますか、そこも確認した上で、国のほうの形もどういふようになっていくか見た上で検討させていただきたいというふうに思っています。

○三好義治委員長 今後、検討していくという大前提の中で、今の要領については、後ほど各委員に配付できる体制もっていきたいと思うので、後でまた持ってきてください。

ほか、いいですか。  
以上で質疑を終わります。  
暫時休憩します。

(午前11時16分 休憩)

(午前11時18分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第42号の審査を行います。

本件については、補足説明は省略し、  
質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 質疑なしと認め、質  
疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時19分 休憩)

(午前11時24分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 討論なしと認め、採  
決します。

議案第38号所管分について、可決す  
ることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定  
しました。

議案第42号について、可決すること  
に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定  
しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午前11時25分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定によ  
り署名する。

総務常任委員長 三好義治

総務常任委員 川端福江